

新すまいの 安心保険^{ワイド}

「新すまいの安心保険ワイド」は居住用住宅に
お住まいの方を対象とし、
お客さまの家財の補償に加え、家主様、第三者への
賠償責任の補償もセットにした保険です。

修理費用補償



賠償責任補償



家財補償



ご契約のしおり

本冊子は、「新すまいの安心保険ワイド」
の商品パンフレット、重要事項説明書、
約款をひとつにまとめたものです。
ご契約前に必ずお読みください。

I N D E X

■商品パンフレット

商品のご案内	P1
ご契約プランと保険料	P3
補償の内容	P5

■重要事項説明書

[契約概要・注意喚起情報]	P9
---------------	----

■約款

新すまいの安心保険 普通保険約款	P15
新すまいの安心保険 特約集	P29

■サービス利用規定

問い合わせ先(取扱代理店)

引受少額短期保険業者

株式会社ホープ少額短期保険

〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

恵比寿ガーデンプレイスタワー35階

<https://www.hope-ins.jp>

商品
案内

ご契約
プランと
保険料

補償の
内容
家財補償

修理費用
補償

賠償責任
補償

重要事項
説明書

約款

特約集

サービス
利用規定

賃貸住宅にお住まいの皆様の大切な家財や 賠償責任などを補償します。

新すまいの安心保険ワイド



家財補償

借りているお部屋に収容された入居者の家具や家電、衣類などの家財の損害を補償します。

■火災 ■落雷 ■水漏れ ■盗難
■風災・ひょう災・雪災 など

事故にともなう費用保険金

災害時の思わぬ出費をカバーする、
各種費用もお支払いします。



修理費用補償

借りているお部屋のドアや窓ガラスなどを賃貸借契約に基づきまたは緊急的に修理した際の修理費用を実費で補償します。



賠償責任補償

借家人賠償責任

家主様に対する法律上の損害賠償責任を補償します。

個人賠償責任

他人のものを壊したり、他人にケガをさせたときの法律上の損害賠償責任を補償します。



家財って何？

【インテリア・家具】食器棚・机・ベッド・カーテン・じゅうたん など

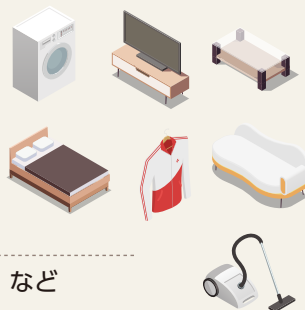
【台所用品】冷蔵庫・電子レンジ・炊飯ジャー・食器 など

【家電製品】テレビ・洗濯機・掃除機・扇風機・パソコン など

【趣味用品】ゴルフ用品・スキー用具・ゲームソフト・DVD など

【寝具類】布団・マットレス・毛布・枕 など

【身の回り品】スーツ・コート・セーター・ズボン・Tシャツ・靴・タオル類 など



新すまいの安心保険

6つの
特徴

1 居住用住宅におけるリスクをしっかりサポート

「新すまいの安心保険」は居住用住宅にお住まいの方を対象とし、お客さまの家財の補償に加え、家主様、第三者への賠償責任の補償もセットにした保険です。

2 掃除中などに誤って、家財や床などを傷つけてしまった場合の費用を補償します

入居者が誤って家財や、お部屋の床や壁などを傷つけてしまったり、汚してしまったりした場合も、しっかり補償します。

3 洗面台・便器・浴槽をうっかり破損した場合の修理費用を補償します

住宅の洗面台・便器・浴槽をうっかり破損した場合や、熱によりガラスが破損した場合も、修理費用をしっかりと補償します。

4 家財の損害額は再調達価額基準でお支払いします

「新すまいの安心保険」は再調達価額の基準で損害額をお支払いしますので万一の場合でも損害保険金で同等の家財が購入できます。

※貴金属等は時価額基準となります。※損害保険金の支払額は家財保険金額（ご契約プランの額）が限度です。

5 ルームシェアもOK

被保険者と同居する方の家財も補償しますので1つの契約でしっかりとカバーします。

6 法人契約の被保険者に関する特約あり

保険契約者の役員または使用人のうち、借戸室に居住している方を自動的に被保険者とする特約です。入居する使用人等の入れ替わりが発生しても異動の手続きが不要で自動的に被保険者が変更されます。



賃貸住宅にお住まいの皆さま

生活に必要な家財や 賠償責任などを補償します。

家財の保険にご加入の際には、再調達価額^(※)で家財の評価をおこない、保険金額をお決めいただく必要があります。ご契約金額が評価額より少なかったり多すぎたりした場合は、十分に保険金が支払われなかったり(一部保険)、保険料の無駄払いとなったりします(超過保険)ので、過不足がない保険金額をお選びください。

家財保険金額の目安

下表を参考にプラン(保険金額)をお選びください。

家財簡易評価表

入居される方の世帯人数・間取り・専有面積・家財の再調達価額の目安を参考にして、プラン(保険金額)をお選びください。

人数	1～3名		3～5名	
間取り	1K、1DK、1LDK、 2K、2LDK	3K、3DK、3LDK	4K、4DK、4LDK	
専有面積	～50m ²		50m ² ～80m ²	
家財の 再調達価額の 目安	100万～700万		700万～1,000万	

(※)「再調達価額」とは、損害のあった家財と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。



保険金額(補償限度額)・保険料プラン表(例)

プラン		①	②	③
保険金額	 家財保険金	310万円	500万円	750万円
	破損・汚損	1事故につき自己負担額3万円/1事故につき50万円程度		
	 修理費用保険金	100万円		
	破損・汚損			
	 賠償責任保険金	1,000万円 ^(注)		
保険料	2年一時払	20,000円	23,000円	27,000円
	1年一時払	10,900円	12,600円	14,800円

(注) 1回の事故に対して支払う賠償責任保険金の限度額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して、1,000万円です。

商品のご案内

ご契約プランと
保険料

補償の
内容

家財補償

修理費用
補償

賠償責任
補償

重要事項
説明書

約款

特約集

サービス
利用規定



家財補償

保険期間内に生じた次に掲げる事故によって借戸室内の家財に損害が発生した場合に再調達価額^(※1)を基準に保険金をお支払いします。ただし、30万円超の貴金属・宝石・美術品等については時価額^(※2)が基準となります。

家財保険金・費用保険金

火災



家財保険金額を限度に損害の額

落雷



家財保険金額を限度に損害の額

破裂または爆発



家財保険金額を限度に損害の額

第三者による、いたずら



1事故30万円限度

水災等

- ・30%以上の損害で家財保険金額を限度に損害の額
- ・床上浸水かつ15%以上～30%未満の損害で家財保険金額の10%(1事故につき60万円限度)
- ・床上浸水かつ15%未満の損害で家財保険金額の5%(1事故につき30万円限度)



家財の盗難 現金・預貯金証書の盗難



家財の盗難
1事故50万円
限度
現金20万円限度
預貯金証書
200万円限度

地震火災費用



建物が半焼以上、家財が全焼した場合に家財保険金額×5%

臨時費用



損害保険金×30%
1事故100万円限度

残存物取片づけ費用 (残存物清掃費用)



実費:損害保険金の5%限度

失火見舞費用 (近隣見舞費用)



1被災世帯あたり10万円、
家財保険金額の20%限度

緊急避難費用 (仮住まい費用)



実費:損害保険金×5%限度
※事故日から30日以内

(※1)「再調達価額」とは、損害のあった家財と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。

これは
安心だね



パンフレットの記載は各補償内容をわかりやすく紹介したものです。保険金の支払事由やお支払いしない場合などお客さまにとって不利益となる事項やその他の注意事項などは、必ず「重要事項説明書」、「約款」、「特約集」をよくお読みください。

ご不明な点は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

建物外部からの物体飛来、落下・衝突・倒壊



家財保険金額を限度に損害の額

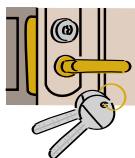
一時的持ち出し家財 (国内限定)

1事故につき50万円
または保険金額の20%
に相当する金額のいずれか
低い額を限度(貴金属等の
場合は1個(組)ごとに
30万円限度)

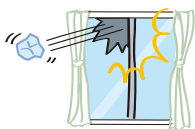


ドアロック交換費用

実費:鍵が国内で盗難され
ドアロックを交換した場合に
1事故3万円限度



風災・ひょう災・雪災



家財保険金額を限度に損害の額

破損・汚損



1事故につき自己負担額3万円
1事故につき50万円限度

ピッキング防止費用



実費:盗難やいたずら等によって
破損したドアロックを交換した
場合に1事故3万円限度

リスクを
しっかり
サポート
します!



(※2)「時価額」とは、損害が生じた地および時におけるその家財の価額をいいます。



お支払いできる主な場合

火災

- ・隣室から出火し、自室の家具・洋服が焼失した。
 - ・電気プラグの挿し込み口に挿したコンセントが異常な熱を帯び、近くの家具に引火した。
 - ・地震が原因でマンション内のガス管が破裂し、火災が発生し、家財が全焼した。^(※3)
- (※3) 地震火災費用として、「家財保険金額×5%」のみ支払い

落雷

- ・落雷によりテレビが故障した。

破裂・爆発

- ・ガス栓を閉め忘れ、爆発が発生し、家財や洋服が焼損した。

風災・ひょう災

- ・台風により、窓ガラスが破損し、家財が濡損した。

盗難

- ・マンションの共有駐輪場から自転車が盗まれた。
 - ・窓ガラスが割られ、現金と指輪が盗まれた。^(※4)
- (※4) 現金は1事故につき20万円限度、貴金属等は1個(組)30万円限度

破損

- ・子供が遊んでいて、テレビの画面に引っ掛かり破損した。



お支払いできない主な場合

落雷

- ・落雷によりパソコンのデータが消失した。

盗難

- ・駅前の駐輪場で自転車が盗まれた。

破損

- ・ペットがソファを引っ掻き破損した。

商品内
のご案内

ご契約プランと
保険料

補償の
内容

家財補償

修理費用
補償

賠償責任
補償

重要事項
説明書

約款

特約集

サービス
利用規定



修理費用補償

借戸室に支払事由に該当する事故が発生した場合において、賃貸借契約等に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合に保険金をお支払いします。

修理費用等保険金

修理費用



実費：1事故100万円限度
(火災、落雷、破裂・爆発、物体飛来、漏水、盗難等の事故)

凍結水道管等修理費用



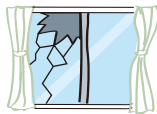
実費：1事故30万円限度
回数制限無し

洗面台修理費用



実費：1事故100万円限度
交換に限らず修理も対象
回数制限無し

ガラス修理費用



実費：1事故100万円限度
交換に限らず修理も対象
回数制限無し 熱割れの他、
不測事故による破損を対象

入居者死亡による修理費用／遺品整理費用



死亡による借戸室損害
修理費用50万円限度



遺品整理費用50万円限度



賠償責任補償

借家人賠償責任保険金

火災・ガス爆発・水漏れ事故等により借戸室に損害を与え、家主様に法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

賠償責任
保険金

借家人
賠償責任
保険金

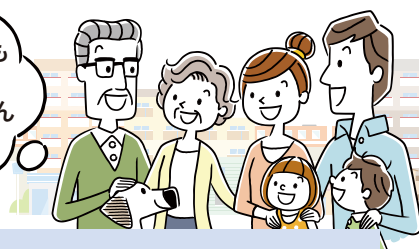
大家さんへの賠償責任を補償

1,000万円限度(※)



個人
賠償責任
保険金

修理費用も
カバー
してくれるん
だね



万が一の
ときにも
安心だね

便器修理費用



実費: 1事故100万円限度
交換に限らず修理も対象
回数制限無し

浴槽修理費用



実費: 1事故100万円限度
交換に限らず修理も対象
回数制限無し

破損・汚損修理費用



実費: 1事故100万円限度
回数制限無し

緊急時の
修理費用も
サポート
します!



お支払いできる主な場合

- ・道路からの飛び石で窓ガラスが割れた。
- ・化粧瓶を落として、洗面台がひび割れた。
- ・凍結によって給湯器が壊れた。
- ・盗難事故の侵入の際に、窓ガラスを割られた。
- ・掃除中、誤って壁に穴を開けてしまった。

お支払いできない主な場合

- ・窓を開けっぱなしにしている、風雨が吹き込み、カーペットが濡れた。
- ・結露で床やカーペットにカビが生えた。
- ・入居者が旅行中の事故で亡くなったが、同居の家族が借戸室に、その後も住み続けた。

商品の
ご案内

ご契約プランと
保険料

補償の
内容
家財補償

修理費用
補償

賠償責任
補償

重要事項
説明書

約款

特約集

サービス
利用規定

個人賠償責任保険金

日本国内において偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

日常生活に起因する賠償責任を補償

1,000万円限度(※)



もしもの
ときに大きな
安心です!



お支払いできる主な場合

- 個人賠償**
- ・洗濯機から水があふれ、階下に漏水し、家具と布団が水浸しとなった。
 - ・自転車事故を起こし、相手にけがをさせた。
- 借家人賠償**
- ・入居者死亡による借戸室内の遺品整理費用(修理費用等保険金の請求が無い場合)。

お支払いできない主な場合

- 個人賠償**
- ・自動車事故を起こし、相手にけがをさせた。
 - ・水道管の老朽化により、階下へ漏水した。
 - ・借りてきたPCに飲み物をこぼし、修理することになった。
- 借家人賠償**
- ・経年劣化によって壁がひび割れ、水漏れがした。

につき、借家人賠償責任保険金と個人賠償保険金を合計して1,000万円限度。

契約概要 は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

注意喚起情報 は、ご契約に際してご契約者さまにとって不利益となる事項、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

★ は、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約集(P15～P34)をご参照ください。また、ご不明な点については、代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約内容について

1 商品の仕組み

契約概要

弊社の「新すまいの安心保険ワイド」は居住用住宅向けの火災保険です。

火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金等をお支払いします。また、火災等の事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

2 補償内容

契約概要

注意喚起情報

補償内容(※1回の事故に対して支払う損害保険金等および賠償責任保険の限度額は各々1,000万円です。)

保険金等をお支払いする事由は次のとおりです。詳細については約款をご確認ください。

■保険の目的(補償されるもの)

保険の目的は、居住する住宅に収容されている動産で被保険者および被保険者と同居する方が所有する「家財」です。

■保険の目的のお支払保険金の基準について

保険の目的である、家財の損害および持ち出し家財は再調達価額^(※1)基準の実損害額でお支払いします。ただし、貴金属等は時価額^(※2)基準になります。その他詳細は約款をご覧ください。

(※1)同等のものを購入するのに必要な金額をいいます。(※2)再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

★保険の目的に含まれないもの(補償されないもの)

以下のものは補償されない主なものです。詳細は約款をご覧ください。

①自動車(自動三輪車、自動二輪車および総排気量125ccを超える原動機付自転車を含む。)。②通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、乗車券等^(※3)。③義歯、義肢、コンタクトレンズ。④動物および植物等の生物。⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿。⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム。⑦商品、製品、原材料および営業用什器、備品、設備、装置。など
(※3)通貨・預貯金証書は盗難の損害のみ保険の対象。通貨は20万円限度、預貯金証書は200万円限度。

■損害保険金等をお支払いする主な場合

損害保険金等をお支払いする主な事故は次の通りです。詳細は約款をご覧ください。

(1)損害保険金^(※1)①火災②落雷③破裂または爆発④風災、ひょう災、雪災⑤借戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊⑥給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ⑦騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為⑧盗難⑨通貨または預貯金証書の盗難⑩第三者によるいたずら⑪家財の破損・汚損^(※2)

(2)持ち出し家財保険金

(3)費用保険金^(※1)①臨時費用保険金②残存物取片づけ費用保険金③失火見舞費用保険金④ドアロック交換費用保険金⑤ピッキング防止費用保険金⑥緊急避難費用保険金⑦地震火災費用保険金⑧修理費用等保険金^{(※3)(※4)}

(4)賠償責任保険金①借家人賠償責任保険金②個人賠償責任保険金

(5)その他 損害防止費用

(※1)費用保険金は、家財保険金額を限度に支払われる損害保険金とは別にお支払いしますが、1事故に対する保険金支払額は、いかなる場合も損害保険金と費用保険金の合計で1,000万円が限度となります。

(※2) 家財補償拡大特約が付いている場合に補償されます。1事故につき自己負担額3万円、1事故につき50万円限度となります。
(※3) 被保険者死亡による修理費用保険金および遺品整理費用保険金の請求権者は、被保険者の法定相続人となりますのでご注意ください。その他の保険金の請求権者は被保険者となります。
(※4) 借戸室に次のいずれかに該当する損害が生じた場合において修理費用等保険金の対象となります。1. 洗面台、浴槽、便器およびこれらの付属物 2. 取付けガラス 3. 借戸室の専用水道管 4. 遺品整理費用

★損害保険金等をお支払いできない主な場合

下記の事由によって生じた損害に対しては損害保険金等はお支払いできません。詳細は約款をご覧ください。

- ①ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする親族の故意
- ③家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ
- ④家財が屋外にある間に生じた盗難
- ※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場で屋根付のものにある場合を除きます。
- ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波

など

■賠償責任保険金をお支払いする主な場合

賠償責任保険金をお支払いする主な事故は次の通りです。詳細は約款をご覧ください。

- ①火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより住宅^(※1)が損壊した場合で、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合
(※1) 住宅とは借用住宅のことを言います。
- ②日本国内において、被保険者の住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

★賠償責任保険金をお支払いできない主な場合

下記の事由によって生じた損害に対しては賠償責任保険金はお支払いできません。詳細は約款をご覧ください。

- ①ご契約者や被保険者の故意 ②被保険者の心神喪失または指図 ③住宅の改築、増築、取りこわし等の工事
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤被保険者が、住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑥被保険者と同居する者に対する損害賠償責任 ⑦被保険者の職務、業務遂行に直接起因する損害賠償責任

など

3 主な特約とその概要

契約概要

「法人等契約の被保険者に関する特約」が付帯される場合には、被保険者の記名管理は行わず、被保険者は、保険契約者である法人等の従業員等で生活の本拠として借戸室に居住する方および生活の本拠として借戸室に同居する方になります。
保険契約者である法人等のご担当者から本特約の内容について、借戸室に入居される方に必ずご説明ください。

4 保険期間

契約概要

保険期間は1年または2年とする。弊社が保険契約を承諾し、保険料のお支払いを条件に、保険期間開始日の午前0時に始まり、保険期間満了日の24時に終わります。

5 お引受条件

契約概要

注意喚起情報

(1) お客さまは、本パンフレットP3に記載の「家財簡易評価表」をご参考に、P4に記載されているプラン表からお選びください。家財簡易評価表に該当しない保険金額で保険契約をご希望の場合は、お客さまご自身が自己の家財の価額を算出し、保険金額および保険料をご決定ください。なお、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は評価額いっぱいには設定してください。ご契約の際、保険金額が家財の評価額を超えており、ご契約者、被保険者等が善意でかつ重大な過失がなかった場合には弊社に対する通知をもってその超過額部分について、取り消すことができます。また、ご契約後に保険の目的価額が著しく減少した場合は、弊社に対する通知をもって減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。

★(2) 次の場合は、お引受けできません。

同一の被保険者が弊社の他の保険に既に加入している場合

★(3) 保険金の支払いが集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金を削減してお支払いすることがあります。

★(4)保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余年における保険金額の減額を行うことがあります。

6

契約タイプと保険料

契 約 概 要

ご契約にあたり、家財簡易評価表をご参考に、プラン一覧表(本パンフレットP.3～P.4に記載)から保険料をご決定ください。

家財簡易評価表

人数	1～3名		3～5名	
間取り	1K、1DK、1LDK、2K、2LDK	3K、3DK、3LDK	4K、4DK、4LDK	
専有面積	～50㎡		50～80㎡	
家財の再調達価額の目安	100万～700万		700万～1,000万	

7

保険料のお支払い方法など

契 約 概 要

- (1)保険料のお支払い方法
保険料のお支払い方法は、以下のいずれかとなります。
①弊社と提携するコンビニエンスストアの収納窓口で払込み(以下「コンビニ払」) ②弊社と提携するクレジットカード発行会社のクレジットカードによる払込み(以下「クレジットカード払」) ③弊社代理店または弊社に送金払等(以下「代理店等領収」) ④家賃保証会社経由でのお支払い(以下「保証会社払」)
- (2)保険料の払込回数
保険料の払込回数は、一回となります。

払込経路	払込期日(猶予期間の設定がある場合は猶予期間の満了日)	
	新規契約	更新契約
①コンビニ払	保険期間開始日の属する月の翌月末日	更新日(更新契約の保険期間開始日)の属する月の翌月末日
②クレジットカード払	保険期間開始日の属する月の翌月末日	更新日(更新契約の保険期間開始日)の属する月の翌月末日
③代理店等領収	保険期間開始日	更新日(更新契約の保険期間開始日)の属する月の翌月末日
④保証会社払	保険期間開始日の属する月の翌月末日	更新日(更新契約の保険期間開始日)の属する月の翌月末日

8

満期返戻金、契約者配当金

契 約 概 要

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

9

解約および保険契約の失効

契 約 概 要

注意喚起情報

- (1)ご契約を解約される場合は、弊社ホームページ(<https://www.hope-ins.jp>)よりお手続きいただくか、弊社にお申し出ください。なお、払込方法が月払の場合、解約返戻金はありません。また、ご契約の保険期間のうち既経過であった期間に対して保険料をご請求させていただくことがあります。払込方法が2年一括払、年払の場合は保険期間のうち未経過であった期間に対し、解約返戻金をお支払いします。詳しくは弊社までお問い合わせください。
- (2)次に該当する場合には保険契約は失効します。
・保険の対象(家財)の全部が滅失したとき

10 クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

注意喚起情報

- (1) ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除（以下、「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。ただし、次のご契約等はクーリングオフはできませんのでご注意ください。
- ① 営業または事業のためのご契約
 - ② 一般社団法人若しくは一般財団法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの又は国若しくは地方公共団体が締結したご契約
- (2) クーリングオフをされる場合は、クーリングオフの説明書を受領した日と保険契約申込日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内に弊社宛に文書による郵送又は電磁的記録による通知にて行ってください。ただし、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、クーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。
- (3) ご郵送いただくハガキまたは封書・電磁的記録の通知の際には、次の必要事項をご記入ください。
- ※ご契約を申込まれた代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

【必要事項】 ①ご契約をクーリングオフする旨の記載 ②ご契約を申込まれた方の住所、氏名（捺印）、ご連絡先電話番号
③ご契約を申込まれた保険の内容として、申込年月日・保険商品名・証券番号
④ご契約を申込まれた代理店名（お分かりになれば取扱営業店名についてもご記入ください。）
【送付先】 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー35階
株式会社ホープ少額短期保険 クーリングオフ係

11 被保険者について（範囲と制限）

注意喚起情報

- ★(1) 範囲
この保険の被保険者は借戸室に居住する申込書被保険者氏名欄に記載の方（「記名被保険者」といいます。）およびその方と同居する方（「無記名被保険者」といいます。）をいいます。なお、無記名被保険者とは①弊社の他の保険契約における記名被保険者ではないこと、②この保険の借戸室を生活の本拠（※）とすること、の①②いずれにも該当する方をいいます。
（※）生活の本拠とは、主に生活をしている場となっている住宅をいい、生活の場が複数ある場合には、最も長時間居住する住宅を指します。
- ★(2) 制限
被保険者には次の制限がありますのでご注意ください。
- ① 記名被保険者が、弊社の他の保険契約の無記名被保険者となることはできません。
 - ② 弊社の他の保険契約の記名被保険者が、この保険契約の無記名被保険者となることはできません。
 - ③ この保険契約の無記名被保険者が借戸室に同居しなくなった場合、または借戸室を生活の本拠として居住しなくなった場合にはこの被保険者の資格を喪失します。

12 告知義務など

注意喚起情報

- ★(1) ご契約時に弊社に重要な事項を申出いただく義務（告知義務）があります。申込書の記載事項が事実と違っている場合には、保険金をお支払いできないことや、お客さまに対する書面をもってご契約を解除させていただくことがあります。なお、告知事項とは、①お客さまの氏名または名称 ②被保険者の氏名または名称 ③借戸室の住所 ④借戸室の用途 ⑤他の保険契約の有無、をいいます。
- ★(2) ご契約時に次のいずれかに該当する事実があったときは、保険契約は無効とします。
- ① ご契約者または被保険者が、弊社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事実がすでに発生していたことを知っていたとき
 - ② 既に被保険者を同じくする弊社の他の保険契約があることが判明したとき。この場合には保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約を無効とします。
 - ③ お客さまが、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき

13 通知義務など

注意喚起情報

- ★ご契約後に次の変更等が生じる場合には、ご契約者または被保険者が遅滞なく弊社までご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできないことや、お客さまに対する書面をもってご契約を解除させていただくことがあります。

- ①借戸室の用途を変更した場合 ②家財を保険の目的とした他の保険契約を締結した場合 ③被保険者が転居した場合 ④ご契約者が会社に通知した住所または通知先を変更した場合 ⑤その他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合
- ★お客さまが保険証券等記載の住所または通知先を変更したときは、お客さまは遅滞なく、その旨を弊社までご通知ください。

14 補償重複について

注意喚起情報

ご契約者または被保険者が契約されている他社の保険契約等（共済契約、または異なる保険種類の特約を含みます。）に、既にこの保険と同種の補償がある場合、補償重複となります。この場合、保険金は二重には支払われず、保険料が無駄になることがありますので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。

この保険と補償が重複する主な例は、次表のとおりです。

＜補償が重複する可能性のある主な例＞

今回ご契約いただく補償	補償重複が生じる他の保険契約等の例
個人賠償責任補償	自動車保険、傷害保険等の個人賠償責任補償特約

※それぞれの契約により補償内容や被保険者の範囲が異なることがありますので、ご契約を解約される場合や家族状況の変更（同居から別居への変更等）があった場合はご注意ください。

15 保険料の払込猶予期間と契約の失効について

注意喚起情報

- (1) コンビニ払、クレジットカード払による保険料の払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末までとなります。
- (2) 初回保険料の払込猶予期間内に払込みがなかった場合には、保険始期日に遡って保険契約は失効し、保険金をお支払いいたしません。
- ★(3) 第2回目以降の保険料の払込猶予期間内に払込みがなかった場合には、払込猶予期間満了日の翌日に保険契約は失効し、それ以降に生じた事故については保険金をお支払いいたしません。
- ★(4) 保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額を行うことがあります。

16 少額短期保険業者破綻時の取扱い

注意喚起情報

万一弊社が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」による資金援助は行われません。また、保険業法で定める補償対象契約に該当しないため、同機構による保護はございません。弊社は、保険業法に基づいた少額短期保険業を運営しており、事業規模に応じた保証金の供託を行い、事業継続の不測の事態に備えています。ただし、弊社が破産手続き開始の決定を受けたときは、お客さまは保険契約を解除することができます。お客さまが解除しなかったときは、当該保険契約は、破産開始決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

17 ご契約時およびご契約後にご注意いただきたいこと

注意喚起情報

- ★(1) 弊社は少額短期保険業者のため、次の場合はお引受けできません。
- ①保険期間が2年を超える場合 ②保険金額が家財保険で1,000万円を超える場合 ③保険金額が賠償責任保険で1,000万円を超える場合 ④1保険契約者あたりの全ての被保険者の保険金額の合計額が家財保険で10億円、賠償責任保険で10億円を超える場合 ⑤地震保険法にもとづく地震保険の引受け
- ★(2) 他の保険契約がある場合で、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、当該保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、この当該保険契約の支払限度額を限度とします。
- (3) 保険証券はご契約後に弊社からご郵送または電磁的方法でご契約者の皆さまにご案内いたしますので大切に保管してください。

18 事故が起こったときの手続きおよび注意点

- (1) ご契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく弊社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れる場合があります。
- (2) 火災などの事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を弊社の調査前に処分なさないでください。
- (3) 賠償責任にかかわる事故が発生した場合は、必ず弊社にご相談の上、示談交渉を行ってください。弊社の承認がないままで、被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- (4) 被保険者等が保険金を請求する場合は弊社が求める次の書類をご提出いただきます。①保険金の請求書 ②損害見積書 ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類 ④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- ★(5) 法人等契約の被保険者に関する特約を付帯している場合など無記名被保険者の保険金請求の場合には次の内容を確認させていただきます。①借用戸室に生活の本拠として居住しているかどうか ②契約者(法人等)に対し、被保険者が当該法人の役員または使用人であること、および当該戸室に居住しているかどうか ③当該無記名被保険者が弊社の他の保険契約の記名被保険者でないかどうか
- ※万が一無記名被保険者の重複契約が判明した場合には、弊社は普通保険約款に基づき、保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約は無効とします。保険契約が無効の場合は当該保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- (6) 保険期間が始まった後、初回保険料の払込み前に生じた事故については、弊社が初回保険料の受領後に保険金をお支払いします。
- (7) 保険金請求については時効(3年)がありますので、ご注意ください。

■事故受付専門ダイヤル:0120-565-040(フリーコール)【受付時間24時間365日】

19 契約の更新

注意喚起情報

- (1) 弊社は、この保険契約の満了する日の前々月末日までにご契約者の住所宛に更新案内書をご郵送又は電磁的記録により通知いたします。
- (2) この保険契約の満了する30日前までに、更新を希望しない場合、案内書の記載内容に変更がある場合は書面にて弊社に通知してください。
- (3) ご契約者から保険契約を更新しない旨の通知がない限り、この保険契約の満了日に、更新案内書に記載された契約内容で更新されるものとします。
- (4) 保険契約が更新された時は、ショートメールで保険内容をご案内いたします。
- ★(5) 弊社は、収支予測その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、次の①②を行う場合があります。この場合は、更新案内書で予めご契約者へお知らせします。
- ①保険契約の更新時に、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあること。
- ②当該商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合には更新を引受けないことがあること。

20 指定紛争解決機関について

注意喚起情報

弊社はお客さまからお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 TEL:0120-82-1144 FAX:03-3297-0755

受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00 受付日:月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

21 個人情報のお取り扱いについて

注意喚起情報

弊社は、プライバシーポリシーに基づき、お客さまの個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じてまいります。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. お客さまに関する情報の利用目的について

お客さまからご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。

①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い など

3. お客さまに関する情報の外部への提供について

弊社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)に提供する場合 ②適正な保険金支払のために保険事故の関係者(修理業者、保険事故の当事者等)に提供する場合 など

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては弊社ホームページ(<https://www.hope-ins.jp>)をご覧ください。下記お問い合わせ窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】

住所:東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー35階 担当部署:弊社 管理部 電話番号:0120-800-192(フリーコール)

ご契約内容をインターネットでご確認いただけます

<https://www.hope-ins.jp>へアクセス

新すまいの安心保険

検索



お客さま専用マイページの「ログイン」をクリック

「ユーザーID」「パスワード」を入力してください

弊社では、地球環境保護、紛失・不着等のリスクからお客さまの個人情報を保護することを目的として保険証券を紙ではなく、「お客さま専用マイページ」にて「ご契約内容」を閲覧・印刷いただく方法をおすすめています。

ご契約のお申込手続、ご契約内容、ご契約の異動・解約に関するお問い合わせ



■お客さまサポートセンター

商品内容のお問い合わせ、お申出、解約のお手続き等

 **0120-800-192** (通話無料)

受付時間: 平日9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

※取扱代理店は引受少額短期保険業者との代理店委託契約に基づき、保険契約の締結・ご契約の管理などの代理業務を行っておりますので、取扱代理店にお申込みいただいて有効に成立したご契約は引受少額短期保険業者と直接契約されたものとなります。

万一、事故が起こった場合は



■事故受付センター

事故のご報告

 **0120-565-040** (通話無料)

24時間365日